

○山梨県警察猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習実施要領の制定について

〔 令和3年3月30日
例規甲(生企許)第120号 〕

山梨県警察猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習実施要領

第1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の5の規定に基づき、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技能講習の対象者等

1 対象者

技能講習の対象者は、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者とする。

2 免除者

技能講習の免除者は、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃と同種の猟銃に係る許可を受けようとする者のうち、国民体育大会の当該種類の猟銃に係る射撃競技に参加する選手又はその候補者として、その住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の地方加盟団体から推薦を受けたものとする。

第3 技能講習の委託先等

1 実施場所

技能講習は、公安委員会の指定する指定教習射撃場において実施するものとする。

2 委託することができる事務

公安委員会が教習射撃場を管理する者（以下「管理者」という。）に委託することができる事務は、技能講習に関する事務のうち、講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習の修了証明書の交付に関する事務とする。

3 委託された事務の実施者

技能講習に関する事務の一部の実施を委託された管理者は、それらの事務を教習

射撃指導員に行わせなければならず、管理者自身が行うことはできない。また、事務を行わせる教習射撃指導員は、当該管理者が法第9条の4第2項の規定により選任したものでなければならない。

第4 技能講習の時間、講習細目等

講習の時間は、2時間以上とし、技能講習実施基準（別記）により行うものとする。

第5 技能講習の編成

講習の1回当たりの受講者数は、教習射撃指導員1人に対してライフル銃及び散弾銃ともに6人までとする。

第6 技能講習の通知等

1 受講申請等

受講の申込みは、住所地を管轄する警察署において公表された技能講習開催日の10日前までに受け付けるものとする。

2 受講日時及び受講射撃場の決定

各警察署においては、受講申込みを受け付ける際に生活安全部生活安全企画課（以下「主管課」という。）に確認し、受講日時及び受講射撃場を決定するものとする。

3 受講通知の発行

各警察署においては、受講申込みを受け付けた際は、受講の申込みをした者に対し技能講習の日時、場所、使用銃砲及び携行品を記載した技能講習通知書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号。以下「府令」という。）別記様式第26号）を作成し、受講者に交付するものとする。

なお、通知番号は、年度別及び警察署別とする。

第7 技能講習の内容等

1 実施科目は、次のとおりとする。

- (1) 猟銃の保持その他獵銃の基本的な取扱い
- (2) 猟銃の点検
- (3) 実包の装填、抜出しその他実包の取扱い
- (4) 射撃の姿勢及び動作
- (5) 散弾銃による場合にあっては、飛翔する標的に対する射撃
- (6) 散弾銃以外の獵銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

2 使用する猟銃

技能講習において使用することができる猟銃は、受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃とし、射撃場の備付け銃の使用は禁止とする。

3 猟種ごとの実施

技能講習は、受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃の種類（ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃）ごとに行うものとする。同種の猟銃を複数所持する受講者は、それらの猟銃のうちいずれか一つを用いて受講するものとする。

第8 修了証明書

1 交付

技能講習修了証明書（府令別記様式第27号。以下「修了証明書」という。）は、猟銃の種類（ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃）ごとに交付するものとする。なお、修了証明書は、技能講習において第7の1（1）から（4）までのほか、（5）又は（6）の事項を修得したと公安委員会が認定した者に対して交付されるものとする。

2 交付手順

- (1) 各管理者は、技能講習の講習終了時に各受講者へ技能講習結果を記録した技能講習考查実施結果証明書（訓令別記様式第7号の2）を交付するとともに、主管課へその記録結果を連絡するものとする。
- (2) 主管課は、その記録を警察署へ連絡すること。
- (3) 警察署においては、技能講習結果を基に各受講者の合否を判断し、合格者に修了証明書を交付するものとする。

3 書換え等

修了証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書の記載事項の変更、亡失、盜難又は滅失をした場合においては、講習修了証明書等再交付申請書（府令別記様式第22号）を住所地を管轄する警察署を経由して都道府県公安委員会に届け出て修了証明書の書換え又は再交付を受けることができるものとする。

第9 運用上の留意事項

1 開催日時等の公表

技能講習の開催日時、場所、銃種、獵銃の射撃の実施方法その他必要な事項は、受講予定者の申込みの便宜を考慮し、開催日の1か月前までに公表するものとする。

2 携行品の通知

技能講習においては、獵銃の射撃の科目において用いる実包は受講者自身が準備する必要があることから、技能講習通知書を受講者に交付するに際しては、技能講習に用いる銃砲に適合する実包又は獵銃用火薬類等譲受許可証を技能講習会場に携行すべき旨を確実に伝えること。

別記

技能講習実施基準

1 目的

この技能講習実施基準は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号以下「令」という。）第21条及び技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条から第10条までの規定による技能講習の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 講習実施場所の設定

猟銃の射撃の科目についての技能講習（以下「射撃講習」という。）実施の場所は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる要件を満たす施設を使用して行うものとする。

(1) 散弾銃を使用して行う射撃講習（以下「散弾銃射撃講習」という。規則第7条）

ア トランプ射撃

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。）別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設

イ スキート射撃

指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設

(2) 散弾銃以外の猟銃（以下「ライフル銃等」という。）を使用して行う技能講習（以下「ライフル銃等射撃講習」という。規則第8条）

指定府令別表第4から第6までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設

3 実施要領等

(1) 猟銃の操作の科目についての技能講習（以下「操作講習」という。規則第6条）の実施要領は、別紙1に定めるとおりとする。

(2) 射撃講習の実施要領は、別紙2に定めるとおりとする。

(3) 必要に応じ、射台において受講者に実射をさせる前に休憩時間を見き、休憩時間中に受講者が自主的に射撃の練習ができるように措置すること。

4 受講者の確認及び指示

(1) 受講者の確認

技能講習に従事する職員又は技能講習に関する事務の委託を受けた者の管理する教習射撃場に置かれた教習射撃指導員（以下「講習指導員」という。）は、猟銃・空気銃所持許可証により受講者の確認を行うものとする。

(2) 講習前の指示

ア 講習指導員は、受講者に対して講習開始前に、次の事項について指示及び説明を行うものとする。

- (ア) 講習中の事故防止
- (イ) 講習の実施順序
- (ウ) その他講習実施について必要な事項

イ 講習指導員は、講習開始前に、受講者が技能講習において使用することとしている猟銃の薬室及び弾倉に実包が装填されていないことを確認させるものとする。

ウ 講習指導員は、受講者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合又は受講者が酩酊しているなど技能講習を受けるに適しない場合には、当該受講者に係る技能講習を打ち切るものとする。

(3) 講習中の指示

講習指導員は、操作講習記録基準（別紙3）に沿って受講者に対し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する指導助言等を行い、猟銃の基本的な操作の確認や射撃技能の維持向上を図るとともに、その指導の内容について、技能講習記録表（別紙4。以下「記録表」という。）及び射撃姿勢等確認表（別紙5。以下「確認表」という。）に記載の上、その写しを技能講習終了後に受講者に手交することとする。

5 記録

(1) 操作講習に関する記録

ア 記録の範囲

講習指導員が、当該講習を受ける受講者全員に対して技能講習の開始の宣言をした時から、受講者全員が全項目を終了し、講習指導員が技能講習の終了の宣言をするまでの間の全ての猟銃の操作について行う。

注1 実射中の猟銃の操作も記録の対象となる。

注2 受講者のグループが、A及びBの2組である場合に、Aのグループが実射を終了し、Bのグループの実射の終了まで待機している場合でも、待機中のAのグループの受講者の行為は操作講習の範囲である。

注3 休憩時間中の自主的な射撃の練習については範囲に含まれない。

イ 記録方法

(ア) 危険行為

危険行為とは、操作講習記録基準の1に定める事項とし、講習指導員は受講者がこれらの行為を行わないよう指導を行うが、指導にもかかわらずこれを行った場合には記録表の（1）「記録基準細目一覧表」の該当する行為の「チェック」欄に記録する。

なお、講習指導員の指導に従わず、再度同じ行為を行った場合には、その指導の内容等について具体的に記録表の（3）「特記事項」欄に記載した上で当該受講者に係る技能講習を打ち切る。

(イ) 指導事項

指導事項とは、操作講習記録基準の2に定める事項とし、講習指導員は受講者に対し、これらの事項について指導を行った場合には、記録表の（1）「記録基準細目一覧表」の該当する行為の「チェック」欄にチェックするとともにその指導内容を「指導事項」欄に記載する。

(ウ) 特記事項

記録表の（3）「特記事項」欄には、練習が必要であるなど受講者が獵銃を所持する上で継続的に注意すべき事項について記載すること。

(2) 射撃講習に関する記録

ア 散弾銃射撃講習

(ア) 完全な形態をとっていない標的（出割れ）若しくは定められた飛行線を著しく外れた標的が放出された場合又は獵銃の故障若しくは実包の不発その他講習指導員が記録の対象とすることが不適当であると判断した場合には、放出された標的是規則第7条第3項第2号に規定する標的の個数に算入しないものとする。

(イ) 完全な形態をとった標的が定められた飛行線を飛しょうしたにもかかわらず、受講者が射撃時期を失して射撃しなかった場合には、当該標的是規則第7条第3項第2号に規定する標的の個数に算入するものとする。このような場合、講習指導員は、適切な発射の時期について受講者に指導を行うとともに確認表の「発射の時期」欄にチェックし、指導の具体的な内容について記載する。

(ウ) 講習指導員は、標的に命中した場合には斜線を記録表の（2）「射撃結果」欄に記録する。

イ ライフル銃等射撃講習

(ア) 講習指導員は、当該受講者の技能等に鑑み適切な射撃姿勢を選択するよう指導して射撃を行わせ、射撃を行った姿勢及び依託の有無について記録表に記録する。この場合、射撃を行った姿勢に応じて、記録表の（2）「射撃結果」欄中の立、膝、伏、肘のいずれかを選択し、通常の射撃の場合には○で、依託射撃の場合には△で囲むこと。

(イ) 講習指導員は、標的に命中した場合には斜線を記録表の（2）「射撃結果」欄に記載する。

なお、跳弾であることが明らかな標的中の弾痕は、記録の対象とならないものとする。

ウ 射撃姿勢等確認表

講習指導員は、受講者の射撃姿勢及び射撃動作について指導を行い、指導を行った項目について、確認表の該当する項目にチェックし、その具体的な内容について

て備考欄に記載する

(3) 記録表等の交付

講習指導員は、技能講習が終了した際に記録表及び確認表の写しを受講者に交付することとする。

6 講習打切り

講習指導員は、受講者が危険行為を行い、講習指導員から同行為を行わないように指導を受けたにもかかわらず再度同じ行為を行った場合には、講習を打ち切るものとする。ただし、事前に指導を行うことで危険行為を未然に防ぐことができる場合には、講習指導員はできる限り事前に指導を行うこととする。

また、危険行為のうち操作講習記録基準の1のIの項に該当する場合は、その時点で講習を打ち切るほか、受講者の銃が故障した場合など技能講習を安全に継続することができないと講習指導員が判断した場合も同様とする。

7 修了認定

公安委員会は、規則第6条から第9条までに定めるところにより行った操作講習及び射撃講習の課程を終了し、講習指導員が講習事項を修得したと認定した者について、技能講習の修了認定を行う。

操作講習や射撃講習を規定の回数行っても、必要とされる基本的操作や射撃技能を身につけることができなかった者については、講習指導員はその判断に基づき、規定の回数以上獣銃の操作や射撃を行わせることとし、更なる指導を行う。

なお、講習指導員の指導にもかかわらず講習事項を修得したと認められない場合（例：射撃講習において指導を行ったが全く標的に当たらなかった場合や操作講習において講習指導員が指導を行ったが組み立て等が全くできなかった場合）には、その旨を記録表の「特記事項」欄に記載した上で技能講習を終了する。

別紙 省略